

■ 花いっぱい運動事業補助金を申請する場合の注意点について ■

1. 予算計上する経費について (補助対象になるかご確認の上、事業計画を策定してください。)

※下記は主な例です。補助対象となるか不明な場合は購入前にご相談ください。

	補助対象経費として認められるもの ※ただし単価が1万円以上の物は要相談	認められないもの
1. 花苗、種子、球根、草花及び花木の購入費	花苗、種子、球根、草花、花木	
2. プランターその他の機材購入費	プランター等	
3. 消毒に係る経費	農薬・虫除け剤・殺虫剤(花等に使用するもの)	虫除け剤(人体用)
4. 花壇の整備に係る経費	肥料・腐葉土・石灰等	
4. 花壇の整備に係る経費 ※ただし、これらの経費の合計が補助金対象支出の2割を超えない範囲とする。また、単価が1万円以上の物は要相談。	<ul style="list-style-type: none"> ・ブロック・セメント・柵・砂利・砂等(花壇の整備にかかるものに限る) ・鋸(のこぎり)・鍬・スコップ等 ・ホース・じょうろ等 ・ガソリン代(草刈機等に使うものに限る) ・軍手・箒・ちりとり・草取り用のごみ袋・その他掃除道具、ごみ処理代(プランター等のごみを処理する場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ・花壇や木への装飾品(クリスマスリースなど) ・ガソリン代(車での移動時に使うもの) ・清掃・草刈りのみの活動に対する経費
5. その他市長が必要と認める経費	<ul style="list-style-type: none"> ・写真(実績報告・写真展の掲示物のための最低限の枚数に限る) ※上限2,000円まで	<ul style="list-style-type: none"> ・写真にかかる経費(プリント、インク、写真用紙)を合わせて2,000円を超えたもの
対象外経費	/	<ul style="list-style-type: none"> ・事務用品(記録用の筆記具等) ・通帳印代 ・報酬・謝礼 ・使用料(公民館使用料、草刈機使用料・借用謝礼等) ・食事・飲料代 ・物置等 ・補助金交付決定前に購入した物

【その他補助条件】

- ・沿道など不特定多数の人々の目に付く場所での花づくり活動であること。(施設を利用する人のみの目に留まる場所でないこと。)
- ・年間を通じて半年以上、計画的に花を咲かせること。

※補助条件に合わないもの、補助対象経費として認められないものについては**返還(自己負担)**となります。ご不明な点は、事前にコミュニティ推進課までご相談下さい。

2. 補助金交付決定後(実績報告時)に必要なもの

- 領収書(購入明細(品名)が記載されたもの。記載のない場合にはレシートを添付)
 ※購入明細が不明なものに関しては補助金対象となりません(返還することとなります)。
- 写真(花植え準備、植え付け、水やり・草刈といった、事業の様子が分かるもの)

3. 本補助金の目的

本補助事業は、広く全市的に取り組む事を目的としております。花づくりが一部地域に集中する事も考えられますので、地域の行政区と十分に協議を行ってください。